



平成 25 年 8 月 1 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 李 堅
(J A S D A Q : 2 3 1 5)

問 合 せ 先 :
常 務 執 行 役 員 コーポレート統轄本部長 大槻 二郎
Tel 03-5769-8200 (代表)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成25年3月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 25 年 6 月 27 日に開示致しました通り、当社の連結子会社である中訊軟件集団股份有限公司(英文名:SinoCom Software Group Limited,以下「SinoCom」といいます。)における金銭貸付に関連して香港証券取引所開示規則に抵触するおそれが指摘されたため、平成 25 年 5 月 30 日に当社の監査役を中心に社内調査委員会を設置し調査した結果、当社においても当該金銭貸付が香港証券取引所開示規則に抵触していることを確認しました。また、SinoComにおいて是正計画が実施されていることを確認しました。

この調査の過程で、当社および連結子会社が行った多額の金銭貸借について当社社内規程に定める当社取締役会による事前承認手続きないし報告が一部において適切に行われていないことが判明しました。これをうけて、当社および重要な連結子会社について調査したところ、当社における多額の投融資について取締役会への事前承認手続きないし報告が財務経理部門から適切に行われなかった事案が散見されることが判明しました。これらは、連結子会社における多額の投融資について海外事業統轄部門および財務経理部門によるモニタリングが必ずしも適切に行われていなかったこと、取締役会への事前承認手続きないし報告が適切に行われなかったこと、それらに対して取締役会による牽制機能が十分に働かなかったこと、統制活動の未成熟やコンプライアンス教育等の不徹底によるものであります。

また、連結子会社の債権について見直しを行ったところ、一部の債権について貸倒引当金が十分でないことが判明しました。これらは、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を十分に保持していなかったこと、それに伴い貸倒引当金を合理的に算定することが適時に実施できなかったことによるものです。

以上のことから、多額の金銭貸借における当社及び当社の連結子会社管理において、上場企業としての内部統制上重大な問題があったと認識し、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因した貸倒引当金等の見直し措置等は完了しており、平成 25 年 3 月期の連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

内部統制の不備の特定は当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までには是正措置が完了できなかったものです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、以下の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに係る運用強化に着手しています。

(1) 組織構造・業務分担の見直し

親会社における連結子会社の事業管理体制およびグループ財務管理体制の見直しにより、連結子会社の管理部門との連携の緊密強化

(2) 相互牽制力の強化

財務会計および内部統制の知見を有する社外取締役の選任および内部監査部門の財務経験者の増強による財務面での牽制強化

(3) 責任者・責任部門を明確にした組織運営

CFO（最高財務責任者）を任命し財務責任者を明確化。また各連結子会社の管理監督責任者を明確にした運用につき改めて周知徹底

(4) モニタリング能力の強化

財務部門における連結子会社情報の直接管理の強化充実および連結子会社における親会社取締役会事前承認・報告事項に係る手続きの見直しによるモニタリングの一層の強化

(5) 情報の伝達能力の強化

取締役会議案・報告内容の在り方の見直し、および取締役会議案の審議機関である経営会議の在り方の見直し。また、財務部門による、SJI 単体および SJ グループの財務活動状況の経営会議および取締役会への報告する際における内容の充実

(6) リスク評価と対応能力の強化

戦略的経営判断の意思決定プロセスにおける適切なリスク評価と高精度の影響評価の体制・仕組みへの見直し

(7) 企業風土の改善と役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス研修の継続実施と抵触行為への厳正な対応

(8) 会計上の見積もりの客観的な実施過程の確保

連結決算処理での貸倒引当金の評価基準適用の厳格化

4. 連結財務諸表に与える影響

なお、上記開示すべき重要な不備に起因した貸倒引当金等の見直し措置等は完了しており、平成25年3月期の連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上